

特定機能病院の入院医療の包括評価について

1. 対象病院

○大学病院、国立がんセンター、国立循環器病センター（計82病院）

2. 対象患者

○一般病棟の入院患者であって、傷病名等が診断群分類に該当するもの。
ただし、以下の者を除く。

入院後24時間以内の死亡患者、治験の対象患者、臓器移植患者、
高度先進医療の対象患者、回復期リハビリテーション病棟入院料等の算定対象
患者、その他厚生労働大臣が定める者

3. 診療報酬の額

診療報酬の額は、以下に掲げる額の合計額とする。

(1) 診断群分類による包括評価

○診断群分類毎の1日当たり点数×医療機関別係数×入院日数×10円

(2) 出来高評価

○入院基本料等加算（入院時医学管理加算等を除く）、指導管理、リハビリテーション、精神科
専門療法、手術、麻酔、放射線治療、心臓カテーテル法による諸検査、内
視鏡検査、診断穿刺・検体採取、処置（1000点以上のもの）につい
て、出来高により算定した額

4. 診断群分類による包括評価に係る算定方法

(1) 診断群分類毎の1日当たり点数

○診断群分類毎の1日当たり点数は入院日数に応じて3段階の点数を設定。(診断群分類毎の入院日数の25パーセント値まで平均点数に15%加算し、平均在院日数を超えた日から前日の点数の85%で算定)

(2) 医療機関別係数

○医療機関別係数は次の①と②を合算したもの。

①入院基本料等加算(入院時医学管理加算等)等を係数にしたもの

②調整係数

- ・診断群分類による包括評価に係る医療費が平成14年7月～10月の医療費の実績に等しくなるように各医療機関ごとに設定する調整係数。

(3) その他

①特定入院料の取扱い

- ・救命救急入院料等の急性期の特定入院料の算定対象の患者については、診断群分類による包括評価の対象とし、所定点数の加算を行う。

②入院期間が著しく長い場合の取扱い

- ・入院期間が診断群分類毎の特定入院期間(平均在院日数から標準偏差の2倍)を超えた場合、その超えた日以降は、出来高により算定する。

5. 診療報酬の請求

○退院時の診断群分類が入院中のものと異なる場合には、退院時に診療報酬の差額を調整する。

6. 実施時期等

(1) 実施時期

○平成15年4月1日

○ただし、新たな算定方式によることが困難である特別の事情がある病院は、平成15年6月30日まで出来高により算定できる。

(2) 経過措置

○新たな算定方式の導入時に既に入院していた患者については、2ヵ月間は出来高により算定する。

入院基本料等加算等の係数

| | |
|-------------------------|---------|
| 入院時医学管理加算 | 0.0103 |
| 紹介外来加算 | 0.0257 |
| 紹介外来特別加算 | 0.0086 |
| 急性期入院加算 | 0.0030 |
| 急性期特定入院加算 | 0.0119 |
| 診療録管理体制加算 | 0.0005 |
| 看護配置 2 対 1 を満たさない病院 (※) | △0.0370 |
| 特定機能病院以外の病院 | △0.0184 |

※ 看護補助者配置が 10 対 1 以上の場合は△0.0080

看護補助者配置が 15 対 1 以上の場合は△0.0174

対象病院及び調整係数

| 病院名 | 調整係数 | 病院名 | 調整係数 |
|-----------------|--------|---------------|--------|
| 旭川医科大学医学部附属病院 | 1.0694 | 岐阜大学医学部附属病院 | 1.0631 |
| 札幌医科大学医学部附属病院 | 1.0727 | 浜松医科大学医学部附属病院 | 1.0202 |
| 北海道大学医学部附属病院 | 1.1191 | 愛知医科大学附属病院 | 0.9850 |
| 弘前大学医学部附属病院 | 1.0417 | 藤田保健衛生大学病院 | 1.0110 |
| 岩手医科大学附属病院 | 1.0543 | 名古屋市立大学病院 | 1.0297 |
| 東北大学医学部附属病院 | 0.9488 | 名古屋大学医学部附属病院 | 0.9351 |
| 秋田大学医学部附属病院 | 1.0496 | 三重大学医学部附属病院 | 1.0400 |
| 山形大学医学部附属病院 | 1.0360 | 滋賀医科大学医学部附属病院 | 1.0664 |
| 福島県立医科大学医学部附属病院 | 1.0574 | 京都大学医学部附属病院 | 1.0291 |
| 筑波大学附属病院 | 1.0270 | 京都府立医科大学附属病院 | 1.1068 |
| 自治医科大学附属病院 | 0.9797 | 大阪医科大学附属病院 | 1.0616 |
| 獨協医科大学病院 | 1.0508 | 大阪市立大学医学部附属病院 | 0.9955 |
| 群馬大学医学部附属病院 | 1.0339 | 大阪大学医学部附属病院 | 1.0184 |
| 埼玉医科大学附属病院 | 1.0233 | 関西医科大学附属病院 | 0.9784 |
| 防衛医科大学校病院 | 1.0129 | 近畿大学医学部附属病院 | 0.9699 |
| 千葉大学医学部附属病院 | 1.0198 | 国立循環器病センター | 0.9594 |
| 杏林大学医学部附属病院 | 1.0139 | 神戸大学医学部附属病院 | 1.0376 |
| 慶應義塾大学病院 | 1.1452 | 兵庫医科大学病院 | 1.0236 |
| 国立がんセンター中央病院 | 0.9788 | 奈良県立医科大学附属病院 | 1.0445 |
| 順天堂大学医学部附属順天堂医院 | 1.0804 | 和歌山県立医科大学附属病院 | 1.0179 |
| 昭和大学病院 | 1.0768 | 鳥取大学医学部附属病院 | 1.0267 |
| 帝京大学医学部附属病院 | 1.0247 | 島根医科大学医学部附属病院 | 1.0096 |
| 東京医科歯科大学医学部附属病院 | 1.0078 | 岡山大学医学部附属病院 | 0.9931 |
| 東京医科大学病院 | 1.0624 | 川崎医科大学附属病院 | 1.0374 |
| 東京慈恵会医科大学附属病院 | 1.0547 | 広島大学医学部附属病院 | 0.9954 |
| 東京女子医科大学病院 | 1.0745 | 山口大学医学部附属病院 | 0.9913 |
| 東京大学医学部附属病院 | 1.0247 | 徳島大学医学部附属病院 | 1.0527 |
| 東邦大学医学部附属大森病院 | 1.0830 | 香川医科大学医学部附属病院 | 1.0522 |
| 日本医科大学附属病院 | 1.0970 | 愛媛大学医学部附属病院 | 1.0423 |
| 日本大学医学部附属板橋病院 | 1.0933 | 高知医科大学医学部附属病院 | 0.9878 |
| 横浜市立大学医学部附属病院 | 1.0340 | 九州大学医学部附属病院 | 1.0405 |
| 聖マリアンナ医科大学病院 | 1.0519 | 久留米大学病院 | 1.0336 |
| 東海大学病院 | 1.1060 | 産業医科大学病院 | 1.0697 |
| 北里大学病院 | 1.0675 | 福岡大学病院 | 1.0449 |
| 新潟大学医学部附属病院 | 1.0272 | 佐賀医科大学医学部附属病院 | 0.9682 |
| 富山医科薬科大学附属病院 | 1.0152 | 長崎大学医学部附属病院 | 0.9892 |
| 金沢医科大学病院 | 1.0893 | 熊本大学医学部附属病院 | 1.0533 |
| 金沢大学医学部附属病院 | 1.1114 | 大分医科大学医学部附属病院 | 1.0184 |
| 福井医科大学医学部附属病院 | 1.0683 | 宮崎医科大学医学部附属病院 | 1.0523 |
| 山梨大学医学部附属病院 | 0.9983 | 鹿児島大学医学部附属病院 | 0.9979 |
| 信州大学医学部附属病院 | 0.9989 | 琉球大学医学部附属病院 | 1.0046 |

特定入院料の算定対象患者の加算

| | |
|-------------------|--|
| 救命救急入院料 | <p>○救命救急入院料 1 の場合 7,469 点 (7 日以内) 6,269 点 (8 日以上 14 日以内)</p> <p>○救命救急入院料 2 の場合 8,869 点 (7 日以内) 7,669 点 (8 日以上 14 日以内)</p> <p>* 重篤患者に対する医療体制による加算 100 点 (△ 500 点)</p> <p>* 急性薬毒物中毒患者に対する医療 5,000 点 (入院初日に限る。)</p> |
| 特定集中治療室管理料 | <p>7,169 点 (7 日以内) 5,969 点 (8 日以上 14 日以内)</p> <p>* 重症者等が 9 割以下の場合は 95% の点数</p> |
| 新生児特定集中治療室管理料 (※) | <p>6,779 点 (14 日以内) 7,084 点 (15 日以上 30 日以内) 7,291 点 (31 日以上 90 日以内)</p> |
| 総合周産期特定集中治療室管理料 | <p>○総合周産期特定集中治療室管理料 1 5,279 点 (14 日以内)</p> <p>○総合周産期特定集中治療室管理料 2 (※) 6,879 点 (14 日以内) 7,184 点 (15 日以上 30 日以内) 7,391 点 (31 日以上 90 日以内)</p> |
| 広範囲熱傷特定集中治療室管理料 | <p>6,169 点 (14 日以内) 6,474 点 (15 日以上 30 日以内) 6,681 点 (31 日以上 60 日以内)</p> |
| 一類感染症患者入院医療管理料 | <p>7,169 点 (7 日以内) 5,969 点 (8 日以上 14 日以内)</p> |

※算定期間：出生時の体重が 1,000 ㌔未満 = 90 日以内
出生時の体重が 1,000 ㌔以上 1,500 ㌔未満 = 60 日以内
出生時の体重が 1,500 ㌔以上 = 21 日以内